

第 3 ・ 四半期の取組の状況及び自己評価（案）

1 支出計画の進捗状況

支出計画の進捗状況及び予算監視・効率化推進グループによる現状分析の結果は、配付資料「支出計画の進捗状況（平成 22 年 12 月まで）」のとおりである。

2 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

第 3 ・ 四半期までの職員からの意見・提案の受付状況は、次表のとおりである。また、本年 7 月から 10 月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添 1 のとおりである。

【職員からの意見・提案の受付状況】

月	受付件数	予算に関する意見数
6	38(13)	37
7	5(2)	5
8	9(0)	9
9	0	0
10	2(2)	2
11	2(1)	2
12	0	0
合計	56(18)	55

※受付件数の（ ）内の数字は、メールで送付された件数で内数である。

3 国民の声の受付

第 3 ・ 四半期までの予算執行の効率化、無駄の削減に関する国民の声の受付状況は、次表のとおりである。また、本年 4 月から 10 月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添 2 のとおりである。

【国民の声の受付状況】

月	受付件数	予算に関する意見数
4	16	6
5	9	2
6	12	4
7	34	2
8	25	2
9	28	0
10	12	2
11	37	0
12	29	1
合計	202	19

※11月にはがきで送られた1件を除いては、受け付けた意見は、すべてメールで送られている。

4 予算執行の情報開示の充実

第3・四半期の情報開示の取組状況は、別添3のとおりである。

【自己評価】

○支出計画

支出計画と執行額にかい離が生じているものも見受けられるが、予算監視・効率化推進グループによる現状分析においては、入札開差、節減効果などかい離の理由はいずれも妥当であり、不適正な執行があるとは認められない。

第4・四半期については、無駄な駆け込み執行や不要不急の出張を行わないよう更なる適正な執行に努めることとする。

○その他の取組

職員の参画や意識の向上を図る取組については、本年7月から10月までに受け付けた職員からの意見・提案に対する対応状況を取りまとめ、また、国民の声への対応の取組については、本年4月から10月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況を取りまとめて改善策を周知するなど、着実に取組を推進しつつあるものと評価し得る。

また、予算執行の情報開示の充実に関する取組については、一部、公表期限を途過したのものもあるが、第3・四半期中に公表すべきものはすべて公表を了しており、おおむね適切に取組が実施されているものと評価し得る。

第4・四半期についても、職員の参画や意識の向上を図る取組及び国民の声への対応の取組について、引き続き着実に推進するとともに、予算執行の情報開示の充実に関する取組については、公表期限の厳守に努めることとする。

職員の意見・提案に対する対応状況

対応可能なもの

(13件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(13件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>年度末に帳尻合わせのために行われる収容業務調査のための出張をやめるべきである。</p>	<p>職員の出張については、職員個々の業務内容や職務能力等を考慮して、自己の業務の研さんや今後の業務をより効果的に実施するために必要であると判断し、計画的に実施しており、年度末に帳尻合わせで出張をさせているものではないが、不要な旅費の執行を実施しているのが判明すれば、厳格に指導する。</p>
<p>電話やLAN等を活用して、各種会議や打合せ会等の開催数を見直すべきである。</p>	<p>会議・会同については、単なる報告会に終わることなく、今後の行政運営に資するような実質的な議論が行えるよう努めている。 また、テレビミーティングシステムで行える会議については、積極的にシステムを活用している。</p>
<p>紙やコピー機保守料の縮減を図るため、文書のペーパーレス化を推進すべきである。</p>	<p>「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(H19.4.13各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成23年度末までに、現行の「総合的な文書管理システム」から政府全体で利用可能な「一元的な文書管理システム」に移行することとされており、移行後は、供覧・決裁に係る案件については、原則として同システムを利用して電子的に行うこととなる。また、文書の保存については、現在、法務省行政文書ファイル保存要領を作成中であり、具体的な文書の保存等について検討中である。 なお、本省から各官署への文書の送付については、可能な限り、電子メールを利用し、ペーパーレス化を積極的に推進している。</p>
<p>ハイブリッド車や軽自動車の配備により、諸経費の縮減を行う。</p>	<p>官用車の更新の際には、ハイブリッド車や低排出車を順次導入するなどして燃料代などの諸経費の縮減を図っているところである。</p>
<p>年間を通して計画的に執行できるように、追加示達が一定の時期に集中しないようにする。 また、決算において見込み以上の残額がある場合も柔軟に認め、残額〇に近づけるための不必要な支出を避ける。</p>	<p>提案の趣旨については、現在、各府省において、年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除という観点から、「予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化へ向けた取組を実施している。</p>
<p>旅客会社及び旅行会社と提携し、出張の必要が生じた際、相見積もりを実施すること、更に旅費の支給方法を実費弁済方法に変更する。</p>	<p>旅行会社との提携については、法務本省において、平成22年12月1日にパック商品等の安価なチケットの検索、出張者への提案及びチケットの手配を行うための契約を専属の旅行代理店と締結したところである。地方官署についても、旅費業務の効率化及び旅費の節減に資すると認められる場合には、同様のアウトソーシングを実施することとしている。 また、旅費の支給方法については、今後、開発・導入予定の旅費業務に係る府省共通システムの利用開始時には、交通費の実費を支給する方法に改めることとされており、法務省においても、同システムの利用を開始するまでの当面の措置として、旅費業務の効率化及び経費節減に資すると判断できるものについては、交通費の実費支給を実施する予定である。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>契約電力を見直すことにより、固定費を削減する。</p>	<p>現在でも、施設の新営時又は設備の更新時には、その地域の特性やその時の技術力を勘案し、環境又は省エネに配慮した設備を構築し(一部の庁では太陽光発電や蓄電設備を導入済みである。)、CO2排出の削減や電力の節減を図っている。また、電化製品についても、更新の際にその必要性を検討した上で、設置数量・場所の見直しを行っている。 今後、費用対効果や環境配慮の点も考慮し、適切に対応する。</p>
<p>検察庁において、警察電話回線を使用したファクシミリ専用回線の地方普及を図ることにより、通信費等の諸経費の削減を図る。</p>	<p>警電ファクシミリについては、既に全地方検察庁に設置済みであり、支部・区検においても一部設置されているところ、設置に当たっては回線の工事費等経費が発生するため、すべての支部・区検に一律に設置する取扱いは適当ではないものの、警察とのファクシミリの使用頻度が高く、経費節減が見込まれる場合には、警察署と設置のための協議を行っている。</p>
<p>裁判員制度広報は、平成17年から実施されていることから国民の裁判員制度に関する理解は進んでおり、今後は対象者年齢を絞るなど対象者を絞った取組を行うことで経費の削減を図る。</p>	<p>裁判員制度広報については、現在、交通広告等のように広く国民に制度を周知するような広報は行っておらず、裁判員制度に不安を抱えた国民からの個々の説明要請に対応するために説明会等を実施するなど、対象を絞った広報を行っている。</p>
<p>プリンタ及びFAX等の共有化を図り、保守料又は機器の更新経費の削減・効率化を図る。</p>	<p>現在、用途、使用頻度等を勘案した上でコスト節減及び環境配慮の観点から最適なコピー機、FAX、プリンタ等OA機器の最適な配備計画や複合機の導入を進めているところであり、また、政府の取組として環境省においても、外部有識者が参画する「環境配慮契約法基本方針検討会のOA機器ワーキンググループ」においてOA機器の適正配置などを検討している状況である。 今後とも、環境省の検討結果等を参考に、OA機器の適正配置に努めることとする。</p>
<p>予算示達は、例年の実績や事業内容を勘案して配分されているが、計画の変更や適正な使途と一致させるためには、予算配分の見直しや使途変更制度を導入すべきである。</p>	<p>現行の予算制度においても成果重視事業などについては、「目間流用の弾力化」、「目の大括り化」などの執行の弾力化が図られている。 なお、予算配分等を事業内容や業務にあったものに見直すことは重要であり、法務省においても、引き続き、事業内容や業務にあった予算要求をするとともに、適切な予算示達に努める。</p>
<p>各庁内だけでは遊休備品を活用しきれないことから、全国的な再利用も検討すべきである。</p>	<p>各庁においては、遊休備品を出さないことが肝要であるが、遊休備品が生じた際には、同一組織の官署間又は法務省内の他組織間でも管理換えを実施している上、他府省との間の管理換えも可能である。 今後とも、必要に応じて管理換えを活用することとしたい。</p>
<p>現在、広島県の保護区のうち、三原地区と尾道地区は本庁の管轄であるが、三原地区と尾道地区は本庁よりも福山駐在官事務所のほうが格段に近距離であり、保護観察官の対象者宅への訪問や対象者の保護観察所への出頭等について近いほうが交通費と時間の削減が図れるため、本庁の管轄ではなく、福山駐在官事務所の管轄に変更する。</p>	<p>駐在官事務所の管轄の変更については、保護観察所において検討することとなっており、意見を踏まえ、管轄変更の適否につき、広島保護観察所において検討しているところである。</p>

現時点では対応困難なもの

(11件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (11件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>他官庁との懇親会等の飲酒を伴う会議終了後などの付き合いを禁止する。</p>	<p>飲食を伴う会議終了後の懇親会等への参加については、飲食費用を自ら負担する場合等は、国家公務員倫理規程上の禁止行為に当たらないため、全面禁止という措置をとることは困難である。</p>
<p>国費送還予算の有効活用の観点から、違反者本人が所持金使用に同意している場合は、不足額部分のみの国費補てんという制度を執るべきである。</p>	<p>提案内容の主旨はよく理解できるし、被退去強制外国人の中には自らの希望で帰国を希望しているものの帰国費用の不足を来すような場合には、地方入国管理官署で退去強制令書の執行に当たっている職員が彼らの帰国費用を工面させるために相当な労務を費やすこともあると承知している。</p> <p>また、現行法は、被退去強制外国人自らが費用の全額を負担する場合に認められている自費出国許可に限り、当該外国人が希望する国・地域への送還を認めることとする一方で、自費出国許可によらない送還の場合は法令の規定に基づき国籍・市民権を有する国に送還することを原則とする制度設計となっている。</p> <p>仮に、本人の負担が全額ではなく一部であっても自費出国許可を可能とした場合には、全額を負担することはできないので残額を国費で負担してほしいと申し出られるような事案が増加して退去強制令書の執行業務に支障を来しかねず、その一方で僅かな負担であっても自費出国許可に該当するとして送還先を任意に指定することができることとなれば、むしろ全体としては国費による負担が増大するおそれがある。よって、にわかには法改正ができるものではないので、慎重に検討していくこととする。</p> <p>なお、国費送還予算の効率的な活用が図られるべきことは当然であり、今後ともそのように努めていく所存である。</p>
<p>検察庁において、私用の携帯電話機を活用して公用の携帯電話機の削減を行い、通信費等の諸経費の縮減を図る。</p>	<p>私用の携帯電話機の活用については、職員が通話料等を負担することになるのは適当ではないし、また、通話料等を公費負担にすることは私用と公用の切り分けが困難で事務負担が増大することから適当ではなく、実現は困難である。</p>
<p>検察庁において、私用車を公務に使用できる環境を整備し、庁用自動車及びレンタカー等の経費を削減する。</p>	<p>原則として、私用物品を公務に使用することは認められておらず、また、修理代や燃料費等について公私の切り分けが困難でもあることなどから、実現は困難である。</p> <p>なお、交通機関が発達していない地方検察庁においては、予算の範囲内で、必要に応じてリース車の借り上げを行っているところであり、その拡充を図ることでレンタカー等の経費節減に努めている。</p>
<p>異動のサイクルを延ばすことにより、赴任旅費及び通勤手当等を削減する。</p>	<p>人事異動については、業務上の必要性等の諸般の事情を考慮した上で、適時・適切に実施しており、経費削減を最優先に考えて人事異動を行うことは困難であるが、今後とも、できる限り経費削減にも配慮していきたい。</p>
<p>民間機関(有料)を利用した研修制度を見直し、国家・地方行政機関の相互協力により、経費のかからない研修を実施する。</p>	<p>研修は、職員の職務上必要な能力の向上及び事務能率の増進を図ることを目的として実施している。研修内容によっては、民間機関の専門的知識及び技術が必要な場合があり、内部講師(職員)では代替不可能な講義もあるため、民間機関を利用した研修を全て廃止することは困難であるが、今後とも、費用対効果を十分に検討した上で必要な範囲に限り実施することとする。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>宿舍料徴収及び維持管理に係る事務などの軽減するため、公務員宿舍を廃止する。</p> <p>また、宿舍管理は所管省庁(財務省)が直接管理することで、専門外の職員が事務を行うといった非効率な業務の削減につながる。</p>	<p>国家公務員は、その勤務する官署が広く全国各地に散在している上、職務上の要請に基づく転任、配置換等による居住地移転の頻度が高く、転任先における安定した住居の確保に困難を来すことが多いほか、自力建設等による個人住宅の設置場所を確定し難い事情にあるので、国が宿舍を設置して職務の能率の低下を防止する必要があるとされている。そのため、国家公務員宿舍すべてを廃止することは、上記必要性から鑑みて妥当ではない。</p> <p>なお、現在でも、不要となった宿舍については、順次廃止し、取り壊している。</p> <p>省庁別宿舍の維持管理機関は、国家公務員宿舍法により、当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長又はその委任を受けた職員とされているが、被貸与者が宿舍法の定める義務を守っているかどうかなど宿舍の維持管理を適正に行うためには、設置を行った各省庁が自ら実情に即した維持・管理を行うことが適当であるので所管省庁が直接管理することの実現は困難である。</p>
<p>検察庁支部における業務の合理化に限りがあることから、法務省において、同一地域における出先機関の事務を統合し、人件費や物品購入等を一元化して人件費を削減する。</p>	<p>検察庁の業務については、検察庁法、その他関係法令等に基づいて定められていることや検察権の独立や犯罪の捜査を行うという検察庁の特殊性をかんがみると、法務省内の他の組織と統合することは困難であると思料される。</p> <p>なお、物品購入等については、現在でも他官署との共同調達などを実施するなどし、経費節減及び事務の合理化を図っている。</p>
<p>経費節減のため、検察庁における臨時職員等を抑制し、その分の業務は職員に超過勤務で対応させる。</p>	<p>臨時的任用職員等については、各庁における業務運営上の必要性を十分検討の上、必要と判断した場合にのみ補充を行っているものと認識している。</p> <p>なお、継続的な超過勤務は、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることから、全省庁的に縮減に取り組んでおり、検察庁においても、積極的に縮減に取り組んでいるところである。</p>
<p>個人購入で賄える庁用で使用する消耗品(ペンなどの文具類等)については、給与の手当として直接支給するなどして、庁費で購入しないこととすれば、事務の効率化につながる。</p>	<p>文具类等消耗品の購入については、年間の使用量を推定し、入札による一括購入を行うことにより、定価より安価に購入できていることから、個人で文具類の購入を行うと、これら経費節減を図ることができなくなり、手当支給に切り替えたことによりかえって経費が増大するおそれがある。</p>
<p>民間ボランティアの保護司は、仕事を持ちながら保護司をしている者も多く、年6回有給休暇をとって研修に参加することは仕事に支障を来す。また、年6回の研修資料を保護観察官が作成しているが、回数が多すぎて資料が煩雑となり中身の薄いものとなる心配がある。</p> <p>そこで、地区保護司会保護司に対する地域別定例研修会を年6回から年4回に変更する。</p>	<p>保護司の地域別定例研修は、実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上、各地域において当面する問題の解決等を目指して実施されており、保護司研修の核となるものである。研修への参加のために保護司に相応の負担は生じるものの、保護司として保護観察処遇等を適正かつ効果的に行うために必要な研修であり、今後も一定の実施回数を維持すべきと考えている。なお、現場庁から研修資料を取り寄せるなどして調査したところ、資料内容が薄いものになっているとの事実はない。</p>

国民の声に対する対応状況

対応可能なもの

(8件)

【意見・提案のとおり対応するもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>ある地方官署でバイトをしたとき、給料が支給されるたびに国庫から口座に振り込まれた旨のがきが自宅に送られてきた。給与明細は配られており、郵送で重複して通知するのは無駄ではないか。</p>	<p>給与が支給される際に送付される国庫金振込通知書に関する御意見です。 御意見の内容を法令等に照らして検討いたしましたところ、御本人に対し、給与支給日に明細書を手渡して支払は振込みであることを伝えるのであれば、国庫金振込通知書の送付は不要であるとの結論を得ました。 そこで、予算の効率的執行等の観点から、御意見のとおり、今後は国庫金振込通知書を送付しない取扱いとすることとし、このことを地方官署に対しても周知しております。</p>

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(7件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>入国管理局の横柄な態度の悪い職員に支払う給料、これこそが無駄遣いである。 日本人の配偶者として立派に納税もしている人間を不法滞在で風俗で働く奴らと一緒に扱いにするな。</p>	<p>職員の待遇に関する御意見です。 職員の待遇に関しては機会をとらえて指導を行っているほか、各種研修においても待遇に関する講座を設けるなどしてその向上を図っております。 御意見を踏まえ、今後とも職員に対し適切な指導を行い、行政サービスの向上に努めてまいります。</p>
<p>法務局備付け地図作成業務の調達については、入札参加資格が「役務の提供Cランク以上」となっているが、各地方方法務局管内にその条件にかなう業者は各都道府県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の1者しかなく、管轄の異なる地域に入札を希望する業者はないため、毎年1者入札で高落札率となっている。 この入札参加資格をDランクまで下げることにより、法務局全体で数億円の節減ができる。 各都道府県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会で実際に仕事を行っているのは当該協会の構成員である土地家屋調査士であるため、CランクもDランクも全く変わらない。</p>	<p>入札参加資格に関する御意見です。 一般競争入札では、公告によって広く一般の方の参加を募って競争が行われますが、無制限に参加を認めると、不信用、不誠実な者が参加し、契約の履行が確保できないおそれがあります。このため、契約の種類ごと、金額ごとに、入札に参加できる資格に区分を設けて契約の履行を確保することとしています。 これが入札参加資格の趣旨ですが、法務省では、その資格区分に該当する方が少数である場合などには、適正な競争を確保する必要があることから、各調達機関の判断により、下位の資格区分の方も入札に参加できるような弾力的な運用をとることを認めております。 御指摘の法務局備付け地図作成業務の調達については、これまでも、上記の条件に該当する場合には入札参加資格をDランクに下げることが可能であるとの指導を行っておりますが、御意見を踏まえ、引き続き適切な指導を行ってまいります。</p>
<p>街中でポスターやのぼりを使って様々な人権擁護キャンペーンを行っているが、それらの対象について一般の国民はほとんど何のことも分からない。学校やその地域を対象にすることで十分である。人権関連は専門知識の範疇に入る場合が多いため、公務員や公的機関職員、国家資格所有者らを対象に重点的に研修啓発を行うのであれば予算は無駄にはならないが、表面的な一般的キャンペーンは逆に差別を助長することになっている。</p>	<p>人権啓発活動に関する御意見です。 法務省では、広く国民一人一人が人権尊重の理念を深めるため、国の責務として、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っております。 啓発手法については、様々な御意見があるところですが、頂いた御意見も踏まえ、今後も分かりやすく親しみやすい人権啓発を目指してまいります。 なお、御意見にある公務員等に対する研修については、これまで実施してきておりますが、今後も力を入れて行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務省のホームページに入札情報が載りますからと説明を受けたが、一向に載らない。当社を入札に参加させたくないからなのか。</p>	<p>調達情報の公表に関する御意見です。 法務省では、競争入札に係る全ての調達案件について、法務省ホームページに公告するとともに、掲示公告又は官報公告を実施しております。 調達情報については、たくさんの事業者の方に参加していただけるよう、今後とも法務省ホームページに公告してまいりますので、御確認くださいとともに、不明な点については、担当部局にお問い合わせくださいとお願いいたします。</p>
<p>法務省が公表した「法曹養成制度に関する検討ワーキンググループにおける検討結果(取りまとめ)」及びその付属資料によれば、法科大学院74校のうち26校について、その成績評価が不当に甘く、新司法試験の合格実績も低いなどの重大な問題があるということであるが、そのような法科大学院に漫然と財政支援や公務員である裁判官・検察官の派遣などを続けることは、国家予算の無駄遣いではないか。 また、現状における法曹の需要を大きく超過し、質の確保も十分でない法科大学院修了者を新司法試験に合格させ、公費をもって司法修習を受けさせるのは、国家予算の無駄遣いではないか。 上記取りまとめでは、法曹養成制度に関し、無駄遣いをなくす観点からの積極的検討が極めて不十分であるように思われるので、早急な改善を要望する。</p>	<p>法曹養成制度に関する御意見です。 法曹養成制度に関しては、一部の法科大学院において、新司法試験の合格率が低迷しているなど様々な問題点の御指摘があることは承知しておりますが、現在、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の取りまとめを踏まえ、新しい検討体制の立ち上げに向けて文部科学省とも協議・検討を行っているところであり、今後とも、頂いた御意見等を踏まえ、検討を行ってまいります。</p>
<p>息子が刑務所の技官として勤めている友人から、「刑務所は、仕事が8時半始まりで、7時半には全員が出勤するが何も仕事をしなくて8時半から仕事をし、早朝手当が貰える。」「夕方18時半まで1時間の手当が支給され、1日2時間の手当をねらって全員居残りする。」と聞きました。これは給料泥棒である。</p>	<p>超過勤務手当の支給に関する御意見です。 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給するものであり、命令もなく、単に居残っている者等に支給している事実はないものと承知しております。 仮に、支給の要件もままに超過勤務手当を支給している事実があれば、戻入等の措置を行った上で、厳正に対処いたします。 御意見に対しては、各施設に注意喚起を行っており、今後とも適正な超過勤務手当の支給に努めてまいります。</p>
<p>「高齢者・障害者の人権あんしん相談」ポスターはタイトルが「障害者」となっており、また、図中にも「障害者に対する」とあるが、近年、「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」と表記する動きがある。このような中、貴局・貴連合会が作成したポスターは、依然として「障害者」のままである。法務局に問い合わせたところ、「法律では、まだそのようになっている。」との回答だったが、法律と一般国民とが見るポスターとでは受ける感覚が違うと思うので、ポスター作成に当たっては誰もが気持ちよく受け取れるよう心掛けるべきだと思う。次回作成から検討願いたい。</p>	<p>人権擁護に関するポスターの表記に関する御意見です。 法務省の人権擁護機関が行う障害者に関する施策は、障害者基本法、障害者基本計画、人権教育・啓発に関する基本計画等に行っており、表記の方法もこれらの法律に従っております。 御指摘の点については、様々な御意見があるところですので、頂いた御意見も参考に、検討を行ってまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(8件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (8件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>CAPICは廃止し、刑務所・少年院・鑑別所は民営化してほしい。</p>	<p>①CAPIC(財団法人矯正協会刑務作業協力事業部)の廃止、②矯正施設の民営化との御意見です。次のとおり、いずれも御意見どおりに対応することは困難であると考えております。</p> <p>① CAPICの廃止 刑法は懲役刑について刑事施設において所定の作業を行わせるものとしており、刑事施設では民間企業等から作業を受注し、この懲役刑の執行に必要な作業量の確保に努めておりますが、現状では、それのみでは必要な作業量が確保できず、CAPICから原材料の提供を受けて、不足する作業量を補っている状況にあります。 このように、CAPICによる刑務作業協力事業は国にとって必要不可欠な事業であり、廃止することは困難と考えております。</p> <p>② 矯正施設の民営化 刑務所、少年院、少年鑑別所における矯正教育や資質鑑別等は、過去の実績や経験に基づく実績を重ねて、現在の矯正処遇を展開しており、民間のノウハウでは到底補い得ません。また、矯正施設の業務のうち、公権力の行使を伴う部分については、現状では民間に委託することはできませんし、矯正施設にはいわゆる処遇困難者も多数収容されていることからすれば、全ての矯正施設を民営化することは不可能と考えております。 このように、矯正施設を全て民営化することは不可能ですが、一部の矯正施設については、現在でも市場化テストやPFI事業等により可能な範囲で一部民間委託を行っておりますので、今後とも可能な範囲で民間委託を実施してまいります。</p>
<p>札幌拘置所の土地は莫大に広い。大学のキャンパスにも劣らない土地などは、これを民間が使用した場合の固定資産税を考えてみると大きな損失になる。犯罪者等を矯正するなどの理由でこのような広大な土地を使用するのは事業仕分けに該当する。主な土地は官舎郡みたいである。</p>	<p>札幌拘置支所の敷地に関する御意見です。 札幌拘置支所の敷地は約36万㎡ありますが、これは、この敷地に札幌刑務所を始めとする矯正関係の5つの施設が集約されて建っていることによるものです。また、御意見にある「官舎郡」とは、矯正施設ではなく、札幌刑務所の敷地に隣接して建てられている道営住宅を指すものと思われます。 札幌拘置支所を始め矯正の施設の敷地については、各々の行政目的に照らし、その管理運営のために必要となる面積を確保しており、法務省では敷地が広すぎて無駄であるとは考えておりませんが、今後とも、御指摘のような御批判を受けることのないように適正な管理に努めてまいります。</p>
<p>現在、社会を明るくする運動など、国による広報活動に莫大な予算をかけていますが、費用対効果が不明だし、国が広報のために税金を使うのもおかしい。裁判員制度広報もそうだし、先日あった全国矯正展もそうですので、すぐに廃止してほしい。</p>	<p>法務省が実施している広報活動に関する御意見です。 御指摘があったのは、①社会を明るくする運動、②裁判員制度に関する広報及び③全国矯正展の3つです。</p> <p>① 社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。この運動は、法務省が主唱しているものですが、実際の活動は、経費も含めて民間の方々を中心になって実施しております。</p> <p>② 裁判員制度に関する広報については、裁判員裁判への参加に消極的な国民がなお少なくない現状に鑑みますと、国民の不安解消を図るための広報は依然として必要なものと考えております。現在、各検察庁においては、交通広告等のように広く国民に制度を周知するような広報は行っておらず、裁判員制度に不安を抱えた国民からの個々の説明要請に対応するために説明会を実施するなど、対象を絞った広報を行っております。</p> <p>③ 全国矯正展は、刑務所作業製品の展示・販売を通じて広く刑務作業の技術力を国民に広報し、刑務作業の受注につなげる広報活動として貴重な機会である上に、国の歳入にも貢献し、さらには、社会復帰に向けて刑務作業に取り組む受刑者の改善意欲を高めるものとなっており、極めて有用なものと考えております。 以上のとおり、いずれの活動についても必要かつ有効なものであり、廃止は困難であると考えておりますが、御意見の趣旨を踏まえ、今後とも効果的な活動になるように工夫に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局で初めて法人印のカードと印鑑証明を取った。市役所の住民票や印鑑証明のように、機械にカードを挿入して手数料を入れれば発行されると思ったが、カードとは別に印鑑証明申請書を書いて、カードとともに窓口へ提出するという手続を経て印鑑証明を取得した。</p> <p>市役所のように、印鑑証明発行機を置けばいいのではないかと。機械化をすれば登記簿謄本や代表者事項証明書の発行手数料も下げられるのではないかと。</p>	<p>法人の印鑑証明書の発行方法に関する御意見です。</p> <p>法人の印鑑証明書については、不正取得防止のため、御意見にあるようなカードと手数料を入れるのみの印鑑証明書発行機での発行は困難であると考えております。</p> <p>御意見どおりの対応は困難ですが、現在、一部の法務局には、利用される方の利便を図るものとして、印鑑カードを挿入し、代表者の方の生年月日及び請求される方のお名前を入力するだけで、請求書及び証明書が自動作成される証明書発行請求機を導入(手数料の納付及び印鑑証明書の交付は窓口で行う必要があります。)しております。平成22年度中には、利用者数が一定以上の法務局にまでこの請求機を拡大して設置することとしており、御意見等を踏まえ、今後とも利用される方の利便性の向上に努めてまいります。</p>
<p>近隣に所在する区検察庁は当初は毎日業務をしていたが、ここ数年業務が集約され、職員が庁舎に来るのは週一回ほどで雑草が生え放題で無駄であり、民間に売却処分等を行うべきである。</p>	<p>区検察庁の廃止に関する御意見です。</p> <p>区検察庁については、検察庁法第2条が「区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応して置く。」と規定しているため、御指摘の区検察庁についても、それに対応する簡易裁判所が存在する以上、廃止することはできません。</p> <p>また、御指摘の区検察庁の庁舎は、交通違反事件の取調べ等で定期的に使用しているほか、被害者等の参考人の聴取にも使用していることから、庁舎を廃止して民間に売却するなどの処理は困難であると考えております。</p> <p>除草については、年に数回、定期的に行っておりますが、御意見も踏まえ、状況によって回数を増やすなどして今後とも適正な国有財産の維持管理に努めてまいります。</p>
<p>大阪拘置所を500億円の公費を使い、建て直すとの聞いた。財政が大変な時期に建て直す余裕はないのではないかと。大阪拘置所内に建つ職員住宅が15階建てで立派なものになるようだが、公費で行われるのはどうなのか。色々な場所からの圧力があると思うが、もう少し考えた階層の建物にしたらどうか。</p>	<p>大阪拘置所の庁舎及び職員宿舎の建て替えに関する御意見です。</p> <p>御意見は、①庁舎及び職員宿舎の建て替えを見送るべし、また、②建て替えるとしても職員宿舎の階層を見直すべしというものです。</p> <p>① 庁舎及び職員宿舎の建て替えの見送り</p> <p>大阪拘置所の庁舎及び職員宿舎は、昭和32年から受刑者によって建築された建物であり、現行の耐震基準を満たしていないばかりか、建築後50年以上が経過したことにより、建物設備の老朽化は、もはや部分的な補修では対応できないほど進み、大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や崩落等により、被収容者及び職員の生命・身体はもちろん、地域社会に及ぼす被害も甚大なものとなるおそれが顕著であり、早急に改築する必要があります。</p> <p>大阪拘置所の庁舎及び職員宿舎の建て替えは、このような理由でその予算が認められ、平成22年度から本工事に着手しているものであることを御理解ください。</p> <p>② 職員宿舎の階層の見直し</p> <p>大阪拘置所の職員宿舎は、関係法令に基づいて、通常の業務時間以外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために、官署の構内又は近接する場所に居住する必要がある者に貸与する宿舎です。例えば、大地震等の天災事変が発生した場合には、被収容者の身体・生命の保護又は地域社会の安心・安全の確保等のため、宿舎に住んでいる職員が直ちに非常登庁することになります。これらの事態に即応するために、職員宿舎の整備戸数は、職員定員のおおむね6割以上としております。</p> <p>一方、国の現在の方針として、建物を建設する際には容積率等の敷地の能力を最大限に活用し、可能な限り集約立体化を図ることとされております。大阪拘置所の職員宿舎についても、当初は階層を18階建てとして計画しておりましたが、近隣の住民の皆様から、隣接するマンションと同等の階層(15階建て)にすべきであるとの意見が寄せられたことなどから、住民の皆様との協議等を経ながら、整備戸数の若干の削減も含めた計画の一部見直しを行い、現在の15階建てに変更したものです。</p> <p>大阪拘置所の職員宿舎の階層は、このように限られた敷地内での宿舎建物の集約立体化と近隣社会との調和の両立を図っており、拘置所としての非常時の即応体制確保等のためには、これ以上、階層(戸数)を削減することは困難な状況にあることを御理解ください。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>庁内に設置されている自動うがい器に使用しているうがい薬は使用頻度が非常に少なく、業者にだまされている。80倍希釈とされているが、本当は30倍で使用し、うがい薬を使用していると嘘をいって捨てている。無駄な予算を使用しているの見直し願いたい。</p>	<p>庁内に設置されている自動うがい機に関する御意見です。 自動うがい器は、来庁者及び職員の健康保持に一定の効果があり、また、契約内容の検査・確認も適切に実施していることから、御指摘のように業者にだまされているという事実もありません。 そのため、自動うがい機を現時点で廃止することは考えておりませんが、御意見の趣旨を踏まえ、今後とも適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>法務省施設の施設整備は、一般会計で措置されるべきところ、登記特別会計が一般会計に統合される直前に、駆け込みで登記所用の土地を買いあさるような、特別会計の趣旨を逸脱した予算執行がされた。是正されるべきでないか。</p>	<p>登記特別会計の予算執行に関する御意見です。 登記所に係る施設費については、特別会計に関する法律の規定により、登記特別会計で支出することが認められており、御指摘のように一般会計で措置されなければならないものでもありません。 また、土地の取得に関しては、庁舎整備において必要となる庁舎の敷地を取得しているものであり、御指摘のような一般会計に統合される直前に駆け込み執行を行っているような事実はありません。 御指摘のような御批判を受けることのないよう、今後とも引き続き登記特別会計の適正な予算執行に努めてまいります。</p>

予算執行の情報開示の取組状況(第3・四半期)

公表事項	公表時期	公表日(公表期限)	備考	参考 (サンプル)			
(1) 予算支出状況の継続的な開示	各四半期終了時の翌日から起算して45日以内に各月分を取りまとめて公表	第2・四半期分 11月12日(11月14日)	公表期限までに実施	別表1			
					8月分	11月分	
(2) 予算執行に関する意思決定の情報開示	①契約に係る情報 ②補助金等に関する情報開示	8月分 10月15日 (10月13日)	9月分 11月12日 (11月12日)	10月分 12月9日 (12月12日)	11月分 1月12日 (1月12日)	8月分は公表が遅れたが、その他は公表期限までに実施	別表2
		第2・四半期分 11月12日(11月14日)					
(3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示	委託調査費及びタクシー代	第2・四半期分(8/14) 11月12日(11月14日)	公表期限までに実施	別表4			
					第2・四半期分(8/14) 11月12日(11月14日)		

平成22年度矯正官署予算支出状況調

【法務省所管】
(一般会計)

組織・項目名	支出金額												合計		
	第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期					第4・四半期	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	
(組織)矯正官署	161,748,220,000	8,491,256,869	10,156,750,609	26,391,026,694	10,035,147,137	10,097,548,180	9,922,796,544	10,859,319,155	10,134,587,419	26,399,129,988				122,487,562,595	
(項)矯正官署共通費	48,100,000	582,862	6,441,887	11,471,959	6,068,469	21,146,284	2,207,176	4,862,664	1,904,716	2,695,412				38,381,429	
(目)研修旅費	227,067,000	4,187,010	20,949,480	30,104,058	21,891,270	21,755,758	24,422,918	20,223,892	14,998,996	15,658,863				174,192,245	
(目)赴任旅費	291,450,000	235,271,445	20,889,062	13,575,740	12,290,065	1,430,801	1,051,156	1,571,685	1,275,678	790,787				288,146,419	
(目)庁費	2,247,800,000	21,521,661	106,367,750	138,260,081	159,847,464	172,626,811	141,613,294	166,284,021	144,034,371	168,194,945				1,218,750,399	
(目)情報処理業務庁費	40,191,000	239,830	1,444,734	1,882,999	1,982,682	3,136,306	2,224,117	2,509,028	1,861,202	3,543,073				18,823,511	
(項)矯正管理業務費	4,611,898,000	15,238,244	92,170,530	157,094,462	181,616,764	189,416,620	165,334,514	350,818,267	255,910,908	274,036,601				1,681,636,910	
(目)職員旅費	8,968,000	56,260	116,100	217,220	428,620	219,910	639,218	1,173,023	1,268,064	1,470,021				5,588,436	
(目)研修旅費	91,049,000	310	3,998,299	4,187,354	6,734,969	6,958,885	6,842,386	12,163,324	13,016,518	15,774,191				69,676,236	
(目)赴任旅費	108,804,000	0	0	29,336,145	25,937,195	3,421,950	5,774,387	9,428,729	2,078,065	0				79,484,945	
(目)外国旅費	1,960,000	0	0	0	0	0	1,052,890	0	0	0				1,052,890	
(目)委員等旅費	17,755,000	0	53,160	860,593	1,699,771	712,910	812,120	595,280	4,903,914	1,086,463				10,734,201	
(目)矯正管理業務庁費	3,832,916,000	87,162,809	12,102,674	144,836,330	176,785,117	150,838,424	328,953,446	223,811,573	249,550,331	4,177,875,497				1,497,530,514	
(項)矯正収容費	50,866,707,000	1,472,644,804	3,352,930,050	3,701,529,088	3,931,408,858	3,979,682,553	3,746,877,001	4,015,103,846	3,741,306,906	4,177,875,497				32,119,358,603	
(目)収容業務旅費	423,654,000	13,319,921	21,180,634	23,884,485	22,810,849	14,561,431	28,595,518	40,211,289	45,869,820	41,728,149				252,162,096	
(目)作業業務旅費	121,905,000	879,848	3,165,141	11,838,770	4,029,416	2,441,612	4,128,398	10,025,040	11,277,901	18,323,925				66,110,051	
(目)護送旅費	701,305,000	39,041,580	50,989,583	55,833,560	60,682,280	53,970,623	53,257,793	57,582,480	58,976,528	61,309,010				491,643,437	
(目)被収容者旅費	158,548,000	11,915,280	10,768,810	12,839,900	15,748,750	12,963,175	13,122,170	12,302,690	13,864,060	14,504,180				118,029,015	
(目)滞在旅費	34,161,000	5,860,392	3,081,337	2,807,762	2,788,335	3,526,312	3,131,819	2,046,275	2,749,538	2,140,895				28,132,665	
(項)矯正施設民間開放推進費	14,507,436,000	235,500	245,594,704	274,156,875	301,560,530	2,902,428,821	319,505,454	313,906,318	2,970,588,835	307,563,115				7,635,520,152	
(目)収容業務旅費	314,000	0	0	0	0	0	293,790	0	0	0				293,790	
(目)矯正管理業務庁費	2,856,052,000	235,500	188,293,395	211,528,956	231,798,126	217,848,179	209,288,041	244,611,224	235,549,857	238,121,136				1,777,244,414	

(注)各目は、各項の内数である。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考 (一括調達実施等)
157	多重放映制御装置一式整備契約	支出負担行為担当官 神戸拘置所長 谷 広次 (兵庫県神戸市北区ひよどり北町2-1)	平成22年11月30日	三菱電機システムサービス株式会社関西支社 大阪府大塚市北区大塚中1-4-13	一般競争入札	8,802,000	6,062,700	68.9	
158	医療機器購入契約	支出負担行為担当官 名古屋刑務所長 北嶋 清和 (愛知県みよし市ひばりヶ丘1-1)	平成22年11月30日	協和医科器械株式会社 静岡県静岡市駿河区池田156-2	一般競争入札	1,760,850	1,732,500	98.4	
159	多重放映制御装置一式整備契約	支出負担行為担当官 広島刑務所長 室 憲治 (広島県広島市中区吉島町13-114)	平成22年11月30日	三菱電機システムサービス株式会社 東京都世田谷区太子堂4-1-1	一般競争入札	11,025,000	7,329,000	66.5	
160	A重油供給契約	支出負担行為担当官 福岡刑務所長 齋藤 和彦 (福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1)	平成22年11月30日	株式会社サンライズ石油 福岡県福岡市中央区港3-10-17	一般競争入札	5,916,480	5,533,920	93.5	単価契約
161	焼却炉解体撤去業務委託契約	支出負担行為担当官 佐賀少年刑務所長 峰 均 (佐賀県佐賀市新生町2-1)	平成22年11月30日	丸廣建設株式会社 佐賀県多久市東多久大字別府593-2	一般競争入札	9,809,100	5,890,000	60.0	
162	多重放映制御装置一式整備契約	支出負担行為担当官 青森刑務所長 大内 唯壽 (青森県青森市大字荒川字藤戸88)	平成22年11月30日	株式会社青森ニューレック 青森県青森市千刈11-8-15	一般競争入札	14,423,633	13,020,000	90.3	
163	私物管理保管袋供給契約	支出負担行為担当官 札幌刑務所長 浅野 賢司 (北海道札幌市東区東苗穂2-1-5-1)	平成22年11月30日	大丸藤井株式会社 北海道札幌市中央区南1西3-2	一般競争入札	6,048,000	2,948,400	48.8	
164	脳波計一式リース契約	支出負担行為担当官 長崎少年鑑別所長 遠藤 隆行 (長崎県長崎市橋口町4-3)	平成22年11月30日	株式会社日医リース 東京都品川区西五反田1-3-8	一般競争入札	860,076	799,200	92.9	

補助金等に関する情報開示(平成22年度第2・四半期)

【法務省】

No.	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元 会計区分	支出元(目)名称	補助金等交付決定等 に係る支出負担行為な いし意思決定の日	備考
1	人権関係情報提供活動等の充実強化	財団法人人権教育啓発推進センター	10,714,000	一般会計	人権啓発活動等補助金	平成22年7月8日	
2	政府開発援助出入国管理指導事業	財団法人国際研修協力機構	11,594,375	一般会計	政府開発援助出入国管理指導事業費補助金	平成22年7月8日	
3	法務省共済組合長期公経済国庫負担金	法務省共済組合	34,676,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年7月15日	
4	法務省共済組合長期給付に係る追加費用(整理資源)	法務省共済組合	1,415,472,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年7月15日	
5	法務省共済組合長期公経済国庫負担金(基礎年金)	法務省共済組合	843,174,000	一般会計	基礎年金国家公務員共済組合負担金	平成22年7月15日	
6	刑務共済組合短期公経済国庫負担金	刑務共済組合	378,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年7月20日	
7	刑務共済組合長期給付公経済国庫負担金	刑務共済組合	36,415,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年7月20日	
8	刑務共済組合長期給付に係る追加費用額(整理資源)	刑務共済組合	1,371,588,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成22年7月20日	
9	刑務共済組合長期公経済国庫負担金(基礎年金)	刑務共済組合	885,460,000	一般会計	基礎年金国家公務員共済組合負担金	平成22年7月20日	

(注)対象となる補助金等とは、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」第2条に規定する補助金等をいう。

タクシー代に関する支出状況(第2・四半期)

【法務省 一般会計】

(単位:千円)

組 織	合 計					備 考
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	合 計	
	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3(4)月分		
法務本省	6,933	6,223	0	0	13,156	
検察庁	9,489	14,892	0	0	24,381	
矯正官署	596	765	0	0	1,361	
更生保護官署	79	58	0	0	137	
法務局	274	369	0	0	643	
地方入国管理官署	406	986	0	0	1,392	
公安調査庁	321	392	0	0	713	
合 計	18,098	23,685	0	0	41,783	

注)タクシー代支出合計額のうち、捜査、被收容者の出延・護送など、「職員の深夜帰宅以外に利用したものの」が約54パーセント含まれている。

【別表4】